



2017年7月26日 No.10  
全日本建設交運一般労働組合 中央本部

# 建交労

2017年夏季闘争推進ニュース

## 新国立競技場建設工事で過労自死が発生 大企業の横暴が青年労働者の未来を奪う

新国立競技場の建設工事に関わっていた青年労働者（男性 23 歳）が今年 3 月に失そうし、長野県内で遺体となって発見されました。警察などの調査で、「自殺」と判断されました。青年労働者の両親は労基署に「自殺（自死）は仕事が原因である」として「労災認定」申請をおこない、7 月 20 日（木）に代理人弁護士が厚生労働省内で記者会見をおこないました。

青年労働者に関わっていた作業は、セメントを注入して、軟弱な地盤を改良していくという地盤改良工事でした。チームは 5 人程度で、未経験者で新卒は彼ひとりだけでした。設計変更等で作業が遅れ、工期を 2020 年の東京オリンピック開催に間に合わせる為、作業期間が極めて短くなっていた模様です。

弁護士によると「会社・元請」から提供された資料にもとづいて分析した結果、自殺直前の 1 カ月の時間外労働は 211 時間 56 分。2 カ月前は 143 時間 32 分でした。間違いなく精神的ストレスによるうつ病などを発症する労働実態です。

一方、青年労働者を雇用していた建設会社は最初、時間外労働が「80 時間以内だった」と遺族に話していましたが後日、会社社長は「労働時間を過少申告していた」ことをテレビ取材などで認めました。

2020 年に開催される東京オリンピックのシンボルとして国際的にも大きな注目を浴びている「新国立競技場建設工事」で、悲惨な事件が発生してしまいました。亡くなられた青年労働者に対して、心よりご冥福をお祈りし、二度と犠牲者を出してはならないと思います。

建交労が加盟している生公連は 7 月 25 日付で抗議声明（別紙）を公表し、「元請、発注者、東京オリンピック・パラリンピックの組織委員会、東京都、政府関係機関」等に対して FAX を送りました。また、国際活動で結集している建築インターの加盟組織に今後発表・送付する予定です。

又、安倍政権が発表した「働き方改革実行計画」にもとづく、「年間 720 時間および月 100 時間の時間外労働の上限設定」や建設・運輸などの業種を対象外とする措置は到底認めることは出来ません。

秋の臨時国会での廃案に向けて、全労連や雇用共同アクションなどが提起する「労働法制国会請願署名」を建交労でも 8 月以降にとりくみを開始します。

各職場、地域での学習会、宣伝行動で署名集約活動をおこない、安倍政権による労働法制大改悪を絶対に阻止しましょう。

2017年7月25日

内閣総理大臣 殿  
厚生労働大臣 殿 国土交通大臣 殿  
(公財)日本オリンピック委員会会長 殿  
東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会 殿  
大会施設工事安全衛生対策協議会 殿  
日本スポーツ振興センター 理事長 大東 和美 殿  
大成建設(株) 代表取締役社長 村田 誉之

生活関連公共事業推進連絡会議(略称：生公連)

東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 11F

事務局：国土交通労働組合 ☎03-3580-4244

## 抗議声明

### 2020年東京オリンピック・パラリンピック建設工事等に関して

2020年東京オリンピック・パラリンピック(以下、東京オリパラ)にかかる新国立競技場などの建設工事等が急ピッチですすめられています。猛暑の中、建設工事等に就労している建設労働者及び関係者などが一丸となって、東京オリパラの成功をめざし日夜働いていることに心から敬意を表します。

こうしたなか、7月20日、新国立競技場建設工事に従事していた建設会社の男性社員(23歳)が自殺したのは、200時間を超える長時間・過重労働が原因であるとして、遺族が労働災害申請を行ったと報道されました。起きてはならない痛ましい労働災害が起きてしまいました。

オリンピック憲章には、人権尊重が明確に掲げられており、東京オリパラ競技大会の「持続可能性に配慮した基本計画・運営計画」などでも人権・労働・公正な事業慣行等に関する目標・配慮事項の設定を定めています。

我々、生公連はこの間、東京オリパラ大会施設工事安全衛生対策協議会(以下、協議会)が掲げた「基本方針」に対して「労働災害ゼロ」を強く求めてきました。しかし、協議会は「基本方針」に労働災害ゼロを明示しないばかりか、労働災害が発生した後に検討する旨を示すなど、労働災害撲滅にむけた対応は極めて不十分なものでした。

その対応の杜撰さが、夢と希望と将来ある若い建設労働者の命を奪ったのです。

生公連は、東京オリパラに関係するすべての省庁・団体・建設企業等に対し、あらためてオリンピック憲章及び関連の基本計画等を我がことと厳しくただし、日夜、建設工事に携わる建設労働者及び関係者などの人権と労働安全衛生等の法令順守、さらには企業・団体の社会的責任(CSR)の徹底を強く求めます。また、関係省庁・団体・建設企業の不誠実な対応が青年労働者の命を奪ったことに対して強く抗議し、あわせて、再発防止策の徹底を求めます。

残業時間の法的上限規制について、「働き方改革」実行計画で建設業等一部の業種への適用を5年間先延ばしすることが決定されました。関係省庁などは、オリンピック憲章及び東京オリパラの基本計画・運営計画などに寄り添い、東京オリパラ建設工事に法的上限規制を適用して「モデル事業」とすべきです。本当の意味でレガシーと伝えられる東京オリパラとしていくことを強く求めるものです。

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿

2017年 月 日

## 過労死と職場における差別の根絶を求める国会請願署名

### 請願趣旨

長時間残業・過密労働、夜勤交替制労働、低賃金ゆえの複数就労、不安定な雇用や差別的な処遇、セクハラ・パワハラなどにより、心身の健康を損なう人が後を絶ちません。過労死を含む脳・心臓疾患に関する労災請求件数は年間800件前後、過労自殺を含む精神障害に関する労災請求件数は5年前の年間1200件から1500件へと増えており、対策は急務の課題です。

ところが、安倍政権の「働き方改革」は、「残業代ゼロで働かせ放題」の労働基準法の改悪を打ち出したり、非正規雇用労働者の差別的待遇を放置したまま、非正規化を進める内容となっています。

過労死を根絶し、男女がともに安心して働き、仕事と生活を両立させることが可能な「8時間働いたら帰る、暮らせる社会」を実現するには、労働時間の規制強化と生活できる賃金の確立、性別・雇用形態別の待遇格差を解消する法改正を行う必要があります。ついては、以下の事項の実現を請願します。

### 請願項目

#### 1. 労働基準法について、「裁量労働制の対象拡大」や「高度プロフェッショナル制度の創設（労働時間規制の適用除外）」、「月100時間もの残業上限の法定化」等の改悪は行わないこと。

- ①時間外労働の上限は、週15時間、月45時間、年360時間までとし、それを超える特例は認めないこと。
- ②始業から24時間を経るまでに11時間以上の連続した休息（勤務間インターバル）の付与を義務付け、生活時間を確保すること。
- ③夜勤交替制労働は社会に不可欠な業務に限定し、法定労働時間を日勤労働者より短くすること。
- ④管理監督者、みなし労働適用者を含むすべての労働者の労働時間の把握と記録の保存を使用者に義務付けること。
- ⑤労働基準行政を支える労働基準監督官、厚生労働技官、厚生労働事務官を増員すること。

#### 2. 性別・雇用形態別の待遇格差をなくすため、パート法、労働契約法等を改正すること。

- ①合理的な理由のない待遇格差を禁止すること。格差がある場合、使用者はその合理性を立証する責任を負うものとする。
- ②格差の合理性の判断基準から、将来の役割や異動の可能性などの差別を固定化する要素は除くこと。
- ③格差の解消を理由とした賃金・労働条件の不利益変更は禁止すること。
- ④労働契約は無期直接雇用を原則とし、有期労働や労働者派遣は臨時的・一時的な業務に限ること。

氏名	住所

※国会に請願をするための署名ですので、住所は番地まで記入してください。国会請願以外の目的に個人情報が利用されることは一切ありません。